

住戸内の改修工事について

2026年5月3日
サンコーポ浦安 管理組合

サンコーポ浦安の、建物は専有部と共用部に区別されています。

専有部：ドアや窓の内部の住戸部分で、各区分所有者が所有・監理

共用部：廊下・階段・駐車場・中庭など。専有部以外の、全区分所有者の共有物で、管理組合が管理

最近、専有部の改修工事に関して、いろいろな業者からの勧誘が有るようですが、管理組合は一切関与していません。

各住戸内（専有部）の改修工事は、各区分所有者が責任をもって実施する必要が有ります。

管理組合はご相談には応じますが、業者を推薦することはしていません。疑問や不審なことがある場合は、管理センターにご連絡ください。

以上

サンコーポ浦安 管理組合
掲示期間 5月3日～5月31日